**じんけん学習サポート事業実施要綱**

　（目的）

　第１条　人権について学ぶ意欲のある市民グループに対し、人権問題について正しい知識や人権感覚を身につけることを目的とした学習会の支援を行うとともに、学習会を通して、市民主体の人権学習会に発展するようグループの学習活動を支援する。

　（対象）

　第２条　概ね5人から15人の構成員による人権について学ぶ意欲のある市民グループ（以下「じんけん学習グループ」という。）とする。

　（実施方法）

　第３条　年間3回の人権学習会を社会教育課と連携して企画、実施する。なお、学習会実施にあたっては、社会教育課が進行及び助言者の役割を担うものとする。

　（経費）

　第４条　人権学習会に係る会場費、講師謝礼等の必要な経費は、社会教育課が負担する。ただし、負担額は予算の範囲内において、市長が定める額を上限とする。

　（応募申請）

　第５条　じんけん学習サポート事業を希望するじんけん学習グループは、「じんけん学習サポート事業申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。

　（対象グループの決定）

　第６条　グループの決定については先着順とし、募集数に達し次第、募集を締め切る。ただし、応募数に達した日に複数の応募がある場合は抽選により決定する。

　（実施報告）

　第７条　じんけん学習グループは、最終の学習会終了後、事業実施年度の末日までに実施報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

　（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施についてその他必要な事項は、市長が別に定める。

　　　　付　則

　　この要綱は、令和4年3月2日から施行する。